



来年度



この変更によって
年税額が変わるもの
ではありません

令和7年度

から

町税の納め方が変わります



集合徴収方式（まとめて納付） ⇒ 単税徴収方式（税目ごとに納付）

見直しの経緯

太良町では、昭和36年から約63年、町県民税、固定資産税、国民健康保険税の3つの税をあわせて納付する集合徴収方式を行ってきました。

このような中、国がデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で定めました。これにより、全国標準となる『単税徴収方式』にすることが必要となりました。

単税徴収方式とは、税目（町県民税、固定資産税、国民健康保険税）ごとにそれぞれ納付する方式で、令和7年度（来年度）から、町税の納め方が変わりますのでお知らせします。



何が変わるの？



① 納付回数・納付月 が変わります

Before 令和6年度まで

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収 町県民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

After 令和7年度から



変わります

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税	4回			1期		2期		3期		4期			
固定資産税	4回		1期		2期		3期		4期				
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



- 「町県民税」と「固定資産税」は、納付回数が4回になり、納付月が変わります。
- 「固定資産税」の第1期の納付月が5月になり、これまでより1か月早くなります。
- 「国民健康保険税」の納付回数・納付月はこれまでと変わりません。

② 納税通知書・納付書 が変わります



Before 令和6年度まで

税目	送付するもの	送付時期
集合徴収 町県民税 固定資産税 国民健康保険税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 納付書1枚 (第1期) ※3つの税をまとめて 内容を記載 ※3つの税をまとめて納付	6月中旬

※第2期以降の納付書は、1期分ずつ、1か月ごとに送付

After 令和7年度から



変わります

税目	送付するもの	送付時期
町県民税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 年間分一括送付 納付書4枚 (期別納付用)	6月中旬
固定資産税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 年間分一括送付 納付書4枚 (期別納付用)	5月中旬
国民健康 保険税	納税通知書 + 納付書1枚 (全期前納用) + 年間分一括送付 納付書10枚 (期別納付用)	6月中旬



- 納税通知書と納付書は、税目ごとに送付時期が異なります。
- 税目ごとに、年間分の納付書（全期前納用と期別納付用のすべて）を一括で送付します。
- 給与・年金からの特別徴収（天引き）で納付している人の変更はありません。
- 納税通知書と納付書の様式が変わります。（詳しくは令和7年3月頃に町ホームページなどでお知らせします）

口座振替で納付している方へ

- 税目ごとに納税通知書のみ送付します。（納付書は送付しません）
- 税目ごとに口座からの引き落としを行い、通帳には税目ごとに記帳されます。



③ 期別の納付額 が変わります

期別納付額の変更例

例：年税額が「町県民税 75,000円」「固定資産税 64,000円」「国民健康保険税 206,100円」の場合

Before 令和6年度まで

(単位：円)

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税	75,000			12,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
固定資産税	64,000			10,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
国民健康保険税	206,100			26,100	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
集合徴収(合計)	345,100			1期 48,100	2期 33,000	3期 33,000	4期 33,000	5期 33,000	6期 33,000	7期 33,000	8期 33,000	9期 33,000	10期 33,000

▷「町県民税」「固定資産税」「国民健康保険税」

税目ごとの年税額を10期で分割し、1,000円未満の端数が生じた場合は第1期で調整しています。

After 令和7年度から

変わります

(単位：円)

税目	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税	75,000			1期 21,000		2期 18,000		3期 18,000		4期 18,000			
固定資産税	64,000		1期 16,000		2期 16,000		3期 16,000		4期 16,000				
国民健康保険税	206,100			1期 26,100	2期 20,000	3期 20,000	4期 20,000	5期 20,000	6期 20,000	7期 20,000	8期 20,000	9期 20,000	10期 20,000
合計	345,100		16,000	47,100	36,000	38,000	36,000	38,000	36,000	38,000	20,000	20,000	20,000

▷「町県民税」「固定資産税」※変更あり

年税額を4期で分割し、1,000円未満の端数が生じた場合は第1期で調整します。

▷「国民健康保険税」※変更なし

年税額を10期で分割し、1,000円未満の端数が生じた場合は第1期で調整します。

税目・納付月によって納付額が異なります

口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください

督促手数料について

- 町税を納期限までに納付されない場合は、納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状は1通につき100円の督促手数料がかかります。
- 令和7年度からは、税目ごとに督促状を発送するため、それぞれに督促手数料100円がかかります。



どんなメリットがあるの？

分かりやすく・便利になります！



▷納税通知書がわかりやすくなります

令和7年度からは、税目ごとに納税通知書を作成します。
税金の計算方法や税額などをより詳しく記載して、分かりやすくお知らせします。

▷口座振替がさらに便利になります

令和7年度からは、3つの税をそれぞれ別の口座から引き落とすことができるようになります。
税目ごとに「全期前納（年税額を一括納付）」と「期別納付（納付月に納付）」が選択できます。

ポイント

令和7年3月から町内金融機関で口座振替手続きの受付を開始します

Q&A | よくある質問



Q.今回の変更に伴い、口座振替の手続きが必要になりますか？

A.現在、口座振替で納付している方は必要ありません。

現在、口座振替で納付している方で、これまでと同じ口座から引き落とす場合は、改めて手続きを行っていただく必要はありません。
ただし、税目ごとにそれぞれ別の口座から引き落としする場合や、新たに口座振替を希望する場合は、令和7年3月以降に手続きが必要です。



Q.全期前納（年税額を一括納付）はできますか？

A.これまでどおり、全期前納ができます。

納付書払いの場合、納税通知書に同封する「全期前納用の納付書」で納付してください。口座振替の場合、全期前納として口座登録している方は、**第1期の納付月に年税額を一括で口座から引き落とします。**



Q.納付書を無くしました。どうすればいいですか？

A.役場税務課で再発行いたします。

町税の納付書は税務課で再発行いたします。役場に来庁ができない場合は、郵送で対応いたしますので、役場税務課までご連絡ください。
令和7年度から、納付書を税目ごとに**年間分一括して送付**いたしますので、紛失されないように管理をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ
太良町役場 税務課 ☎0954-67-0349